

★バクー宣言（全文）

2019年10月25-26日、アゼルバイジャン共和国
18回非同盟首脳会議が採択

前文

われわれ国家元首および政府首脳は、2019年10月25～26日にアゼルバイジャン共和国バクーで開催された第18回首脳会議に集まり、「バンドン原則を擁護し、現代世界の課題への一致した適切な対応を確保するために」をテーマに、すべての非同盟運動加盟国および全人類が関心を寄せる主要な問題の解決に効果的に貢献するとことを目指して、2016年9月17～18日、ベネズエラ・ボリバル共和国マルガリータ島で開催された第17回非同盟首脳会議の結果の進捗状況のレビューをおこなった。そして

世界の平和とすべての人の平等、協力、福祉を達成するため、バンドン（1955）およびベオグラード（1961）で打ち出された非同盟運動のビジョンと原則、目的に触発され、2006年9月16日にキューバのハバナで開催された第14回非同盟首脳会議で採択された「現在の国際情勢における非同盟運動の原則と目的および役割に関する宣言」に導かれ、

国連憲章の目的、原則、規定に対する私たちの強いコミットメントを繰り返し、

多様な体制と主権の尊重

国連は、人類の豊かで多様な経済、政治、社会、文化の体制から成り立っており、それらは受け入れられ、尊重されなければならないことを認め、他国に特定のモデルやシステムを押し付けるいかなる企てにも反対するとともに、対話と寛容を促進する決意を強調し、

主権と政治的独立の原則は、国連のなかで加盟国の権利と特権の完全な行使によって実行されることを強調し、この点で、国連加盟国の権利と特権を守り、この問題の重要性に留意して、いかなる方法であれそれらの全面的な行使を損ないかねない前例をつくることは協力して阻止する決意を表明し、

武力の不行使と覇権主義への反対

すべての国は国際関係で、いかなる国にたいしても国家の領土保全または政治的独立に対する武力による威嚇や行使、あるいは国連の目的に合致しないいかなる挙動をも控える義務を負っていること、そしてそのような武力による威嚇や行使は国際法および国連憲章の違反にあたり、国際問題を解決する手段として決して使ってはならないことを再確認し、

植民地主義と新植民地主義、人種差別、あらゆる形態の外国の介入、侵略、外国による占領、支配または覇権にたいするたたかいが、大国中心の軍事同盟に入らずに国際関係のバランス要因になる意図とともに、引き続き非同盟政策の具体的な表れとなっている。このことによって認められた非同盟運動の設立原則の有効性とその歴史的な発展を特徴づける成果に励まされ、

武力紛争と攻撃的な拡張主義政策、テロリズム、分離主義、国境を越えた組織犯罪、人権侵害と一体の過激主義、金融危機と環境悪化が世界中の何百万人もの人々に影響を及ぼし続けていることを強調し、

非同盟運動の団結強化

現在の国際情勢において、非同盟運動の内部の団結を強化し、その有効性を向上させる必要があることを強調し、

国連憲章と持続可能な開発 2030 年アジェンダを支える多国間主義と国際協力の価値を維持し強化することは、平和と安全保障、開発および人権という国連の 3 本柱の維持と促進にとって不可欠であることを認め、

アゼルバイジャン共和国のイルハム・アリエフ大統領が非同盟運動の議長国を引き受けたことを祝し、第 18 回非同盟首脳会議を主催したことにたいし同国の政府と国民に感謝を表明し、

2019 年 10 月 25-26 日バクーで開催された首脳会議の成果文書を採択し、

非同盟バクーサミットの成果文書およびそれに先立つ閣僚会議の文書の効果的な実施には、すべての加盟国が最高レベルの誓約と決意をもって、平和、経済および社会開発、人権および国際協力の分野で提起されている課題に断固としてとりくむ必要があり、そのために次のような目的を達成する共同の努力をおこ

なうことを宣言する。

章文

A, 非同盟運動の原則と役割強化

◆非同盟運動の設立原則は、当初と同じくらい現在でもなお有効かつ重要であり、この諸原則を促進し、擁護することによって非同盟運動を活性化し、現在の地政学的な状況の下での新しい現実に対応させる。

◆戦争に反対し国際的に平和を擁護する非同盟運動の地位と役割を強化する。

◆加盟国の立場をさらに調整して、発展途上国の利益を促進し、公正とすべての諸国の平等の参加に基づく公正で、包括的で、透明かつ効果的なグローバルシステムを構築する。また地球規模の安全保障の脅威、武力紛争、環境破壊、気候変動、伝染病、極度の貧困その他から生じる現在の課題と危機にとりくむ。

◆国際の平和と安全、開発への新たな脅威と挑戦を考慮して、非同盟運動の内部の団結を引き続きしっかりと固める。

◆非同盟運動の有効性を高めて、運動がすべての加盟国の利益と優先事項を適切かつタイムリーに表現、調整、サポートするダイナミックで効果的なメカニズムであることを確保する。

B, 多国間主義と国連改革

◆国連を中核とした多国間主義を支持し、グローバル統治の制度的および法的枠組みにおける国連の中心的役割を後押しする。

◆国連をさらに強化し近代化し、国連総会を活性化して、国際の平和と安全の分野を含む最も民主的で責任のある普遍的かつ代表的な機関としての権限を強化する。そして国連安全保障理事会を改革し、現代の地政学的現実に沿って、より民主的、効果的、効率的、透明かつ代表的なものに変えることを求める。

C, 主権の尊重と内政不干涉

◆国家間の友好関係および協力に関する国際法の原則を引き続き忠実に遵守し、促進する。また国際の平和と安全にとって最も重要な国連憲章に従って、国家が引き受ける義務を誠実に履行する。

◆すべての国は領土保全と主権、主権の平等と政治的独立、他国の国境の不可侵性を尊重しなければならない、国連憲章に従って他国の内政への不干渉の原則を順守し、他国の領土の一体性または政治的独立に対する武力による脅しや行使をしてはならないとの原則に従わなければならないことを再確認し、国際法のこうした諸原則を支持・促進し、国家統一や国家の領土保全の一部または全面的崩壊をねらったいかなる企てにも反対し続けることをあらためて約束する。

D, テロとのたたかい

◆あらゆる形態のテロ行為、方法と実行は、人権と基本的な自由と民主主義の破壊を目的とした活動であり、国家の領土保全と安全を脅かし、合法的に構成された政府を不安定化するものであり、国際社会はテロを予防したたかうために協力を強化する必要な措置をとらなければならないことを再確認する。

◆どこであれ、だれによるものであれ、あらゆる形態のテロとの闘いを、国連憲章の原則と国際法および関連する国際条約に従って行うため非同盟運動の連帯を強化する。この文脈では、テロリズムはいかなる宗教、国籍、文明または民族グループとも関連させてはならないことを強調する。

◆すべての加盟国にたいし、国連憲章を含む国際法の該当する義務に基づき、テロリストグループに安全な避難所や作戦の自由、移動と募集、金銭的、物質的または政治的支持を与えないようよびかける。これらは国家、地域、国際の平和と安全を危険にさらす。そしてテロ行為の加害者や支援者、援助者あるいはテロ行為の資金調達や計画、準備の企てに参加したものはだれであろうと裁判にかけ、あるいは適切な場合には、引き渡しと訴追の原則に基づいて引き渡すよう求める。

E, 核兵器の廃絶

◆大量破壊兵器、特に核兵器の存在によって人類にもたらされる脅威を一掃する努力を倍加する。このなかには既存の非核兵器地帯を強化し、非核地帯がまだ設置されていない地域、特に中東での設置を支持していくことが含まれる。この

点に関して核兵器のない世界を達成するため活動することを決意する。さらに独立と経済発展を考慮しつつ、平和目的の核エネルギー開発は各国の主権的権利であることを改めて表明する。

F, 航行の自由と平和維持活動

◆万人のための国際的な商業航行の安全性と安定性を維持および強化する。この点で、中東での石油タンカーおよび商船にたいする挑発的行動を制止する。特に、ホルムズ海峡、オマーン海、紅海、バブ・アル・マンデブ海峡の国際水域での最近の一連の否定的な事件に関する懸念を表明し、航海の自由とすべての人のため石油やその他の資源が中東およびそれ以降から出入りする自由な流れを維持することは国際社会全体が分かち合う共通の利益であることを繰り返す。

◆平和維持活動が、国連憲章の原則と目的に厳格にしたがって行われるようにし、各国の主権、領土保全、独立の原則を尊重することが、内政不干渉とともに、国際の平和と安全を促進する共同努力の核心的な要素であることを強調する。この点で、平和維持の基本原則、すなわち当事者の同意、公平性、自衛と任務の防衛以外の武力の不使用を尊重することは、平和維持活動の成功に不可欠であることを繰り返す。

◆2021 年を国際の平和と信頼の年にする非加盟国の共同活動によって平和の文化を促進する。それは持続可能な平和、連帯、協調を築くために、とりわけ政治対話、相互理解、協力にもとづいて国家間の平和と信頼を促進する国際社会のとりくみを動員する手段となる。

G, 2030アジェンダと貿易体制

◆持続可能な発展のための2030アジェンダの完全な実施にむけ引き続きとりくむ。誰も置き去りにすることなく、アジェンダは普遍的であり、人々のニーズと関心に基づいた変革の力をもつことを想起する。

◆極貧困を含むあらゆる形態、次元の貧困を根絶することは、発展の権利を促進し実現するうえできわめて重要な要素の1つであり、多面的で統合的なアプローチを必要とする持続可能な発展にとって最大の世界的課題であり不可欠な要件である。

◆世界的な金融経済危機が世界貿易に及ぼす悪影響、とくに先進国での保護主義の高まりは発展途上国の輸出にマイナスの影響を与えており、深刻な懸念を表明する。

◆貿易交渉では開発の側面が中心的な重要性をもつことを再確認するとともに、2001年に開始されたドーハ開発ラウンドが成功裏に終結できるのは、その成果文書が多国間貿易システムの下での不均衡と不平等に大きく取り組むものとなり、発展途上国の利益が反映される場合にのみであるとの立場を維持する。

H, 一方的強制措置に反対

◆国連憲章と国際法、とくに不干渉と自決および国家の独立の原則に違反して、非同盟運動加盟国にたいして一方的な強制措置が公布され適用されていることに強い非難を表明する。この点で、こうした措置は、人権に影響を与え、それを受けている諸国民の経済的・社会的な全面発展を妨げるもので、われわれはこれを非難し、撤回を要求する決意を繰り返す。同様に、この関連で、持続可能な開発のための2030年アジェンダの諸規定は、国家の権利と義務に合致した形で履行されるべきであり、関連の国連総会諸決議にそって、すべての国家は、そのすべての富、天然資源および経済活動にたいして完全な恒久的主権をもち、それを自由に行使できることを再確認するとしており、われわれはこの諸規定にたいする全面的なコミットメントを再確認する。

I, 気候変動への取り組みと南南協力

◆気候変動は現代の最大の課題のひとつであることを再確認し、温室効果ガスの排出量が世界的に増加し続けていることに重大な警告を表明する。気候変動の悪影響は特に発展途上国にたいして増加していることに懸念を表明する。これは貧困を根絶し、持続可能な開発を達成するための途上国の努力を著しく損なっている。

◆南南協力は、諸国民の持続可能な発展のための国際協力の重要な要素であり、北南協力の代替ではなくその補完として、好ましい条件で特惠的に、適切な技術の移転を可能にすることをあらためて強調する。これに関連して、南南協力は、南の諸国民・国家間の連帯と協力の現われであり、主権の尊重と国の所有権、独立、平等、無条件と内政不干渉および互惠の原則に導かれて、国民の福祉に貢献するものであることを再確認する。

J, 人権問題への態度

◆すべての人権は普遍的で不可分、相互に依存し相互に関係しており、建設的で協力的な対話、能力構築、技術支援および良き実践の認証を通じて、国際的誓約および国内法に従って、それを促進し擁護するとのわれわれのコミットメントを再確認する。一方、全面的な享受を確保すべきすべての人権のなかには開発の権利が含まれており、それは世界中に集団的で持続可能な平和と繁栄をつくるために、奪うことができない基本的で普遍的な権利であり普遍的に認められた人権の包括的な一部である。

◆人権の強化は普遍性と透明性、公平性、非選択性、非政治化の原則を順守することによって、また 1993 年のウィーン宣言に含まれる原則に従ってすべての人のための人権の実現を追求しながらおこなわれるべきであることを繰り返す。

K, パレスチナ問題と外国支配下にある人々の自己決定権

◆外国占領下や植民地あるいは外国の支配下にある人民の自決権に関する非同盟運動の原則的立場の有効性と妥当性を再確認し強調する。

◆東エルサレムを含め 1967 年以来占領されたパレスチナ領土のイスラエル占領を、国際人道法および人権法を含む国際法ならびに安保理決議 242 (1967)、338 (1973) および最新の 2334 (2016) を含め、関連の国連決議に従って、それらを全面的に尊重して、完全に終わらせる真剣で集団的な努力を緊急によびかける。

◆国際社会が迅速に行動を起こして、パレスチナの状況のさらなる危険な悪化と不安定化を回避し、パレスチナ問題への歴史的・政治的・法的・道徳的責任を遅滞なく果たすよう促す。その責任には、東エルサレムを首都とし、1967 年以前の国境にもとづく独立したパレスチナ国家での自決と自由を含む、奪うことのできない権利のパレスチナ人民による実現を支援することが含まれる。

◆占領下のシリア・ゴラン高原の法的、物理的、人口的地位を変更するために占領軍であるイスラエルが講じたすべての措置を非難するとともに、イスラエルが国連安保理決議 497 (1981) を順守し、安保理決議 242 (1967) および 338 (1973) を履行して占領下のシリア・ゴラン高原から 1967 年 6 月 4 日の国境にまで完全

に撤退することを再度、要求する。

L、難民問題と文明間の対話

◆加盟国は、武力紛争の状況にある国内避難民が、安全かつ尊厳をもって自発的に帰還できる恒久的な解決を促進し、人権の尊重と保護、履行に主要な責任を負っていることを認識する。

◆共有された価値や普遍的な人権を脅かし、また人種主義と人種差別、外国人敵視と関連する不寛容とのたたかいを脅かす人類への共通の挑戦に対処し、協力、パートナーシップ、包摂を通じて、寛容と多様性を尊重し、文明間や文明内部の共通の土台を探求する。この点に関してわれわれは、アゼルバイジャン共和国が2008年に開始した「バクープロセス」のような、国および地域、世界的なイニシアチブの提供を、文明間の効果的かつ効率的な対話を確立するための異文化間の対話を促進する主要な世界的プラットフォームの場として評価する。

(了)

(小見出しは編集部)